

⚠️ 今年12月2日以降、現行の組合員証・被扶養者証は廃止されます ⚠️

～保険医療機関等を受診する際は、原則、マイナ保険証で～ 

令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)」等により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、本年12月2日以降、全ての健康保険組合で組合員証・被扶養者証(以下「組合員証等」)が廃止されます。それに伴う地共済での対応等の概要は以下のとおりです。詳細については、今後順次お知らせをします。

➤ 現行の組合員証等に関する経過措置

令和6年12月2日時点ですでに交付されている組合員証等は、**令和7年12月1日までの1年間は、これまで通り健康保険証として使用することができます。**

注:任意継続組合員証・高齢受給者証については、有効期限が令和7年12月2日以降であっても、使用できるのは令和7年12月1日までです。

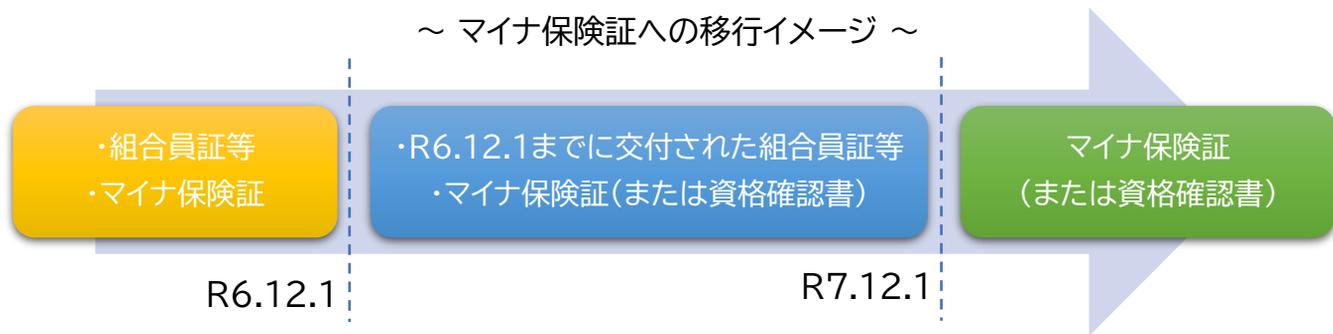
➤ 「資格情報のお知らせ」の交付(令和6年11月～)

地共済では、保険証利用登録されたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」)の保有の有無にかかわらず、**ご自身の被保険者資格等を把握していただくため、「資格情報のお知らせ」を送付する予定**です。

➤ 「資格確認書」の交付(令和6年12月～)

「資格確認書」とは組合員・被扶養者の健康保険に関する資格情報が記載された証明書であり、**健康保険証の代わりとして使用することができます。**マイナ保険証を有していない組合員等の申し出により、資格確認書を交付予定ですが、手続き等の詳細については、地共済本部において検討・準備中です。

～ マイナ保険証への移行イメージ ～



■ 地共済大阪府支部からのマイナンバーに関するお願い

資格取得時・被扶養者認定時には、事業主を通じて、速やかにマイナンバーの提出をお願いいたします。またマイナンバーを変更された場合にも、事業主を通じて、速やかに提出をお願いいたします。

【お問合せ先】地方職員共済組合大阪府支部(大阪府総務部総務サービス課内) Tel 06-6941-8810

👉 マイナンバーカードの取得や保険証利用の登録がまだの方はこちら 👉

マイナンバーカードの申請方法

- オンライン
(PC・スマートフォンから)
- 郵送
- まちなかの証明写真機



申請の詳細は[こちら](#)
(マイナ総合サイト)

健康保険証利用の登録方法

- 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)
- 「マイナポータル」
- セブン銀行ATM



登録の詳細は[こちら](#)
(厚労省HP)

【申請・保険証利用の登録に関するお問合せ先】マイナンバー総合フリーダイヤル(国) Tel 0120-95-0178